軽費老人ホーム 皆生やすらぎの里あおい
重要事項説明書

社会福祉法人慶愛会
軽費老人ホーム皆生やすらぎの里あおい

社会福祉法人慶愛会 法人理念

私たちは、地域における福祉の健全な発展に貢献し、「まごころ」のある質の高いサービス提供を目指すと共に、慶愛会に関わるすべての人が笑顔になれるような法人運営に努めます。

基本方針

1．地域福祉の推進
　地域福祉の一員として地域の発展に貢献すると共に、地域から信頼され、求められる施設を目指します。

2．権利の尊重
　ご利用者の人権を尊重し、自分らしい生活ができるよう支援します。

3．法令遵守
　私たちは法令を遵守し、地域に信頼される法人であり続けます。

4．サービスの質の向上
　「まごころ」をもって、より質の高いサービスの提供を目指します。

5．人材育成
　寄り添うことのできる心を持った人間性と専門性のあるスキルを発揮できる人材を育成します。

6．職場環境の充実
　心身共に健康で、安心して長く働ける職場環境づくりを目指すと共に、能力と意欲のある職員にとって、魅力的でやりがいのある職場づくりに努めます。

7．健全な法人経営
　ご利用者、職員、地域の幸せを共に目指し、健全な法人経営に努めます。

軽費老人ホーム皆生やすらぎの里あおい 重要事項説明書

2024年3月8日現在

池田 善也 様が軽費老人ホーム皆生やすらぎの里あおい（以下「皆生やすらぎの里」と言います）の利用開始にあたり、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）に基づいて、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

① 施設の名称：軽費老人ホーム皆生やすらぎの里あおい
② 施設種別：軽費老人ホームA型（経過的軽費老人ホーム）
③ 所在地：〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉4丁目 17 番 2 号
④ 運営法人：社会福祉法人 慶愛会（しゃかいふくしほうじん けいあいかい）
⑤ 法人代表者：浅田明枝（あさだ あきえ）
⑥ 施設長：渡邊愛子（わたなべ あいこ）
⑦ 開設日：令和4年9月 1 日
⑧ 電話番号：0859−34−5731

2. 施設の概要

敷地		6,615.15 ㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造 一部 2 階建
	延べ床面積	2,250.85 ㎡
	利用定員	50名 【全室個室：1 人居室 42 室、2 人居室（夫婦居室 4 室）】

居室の種類	室 数	面 積
1 人居室	42 室	17.9 ㎡
2 人居室 （夫婦部屋）	4 室	21 ㎡

居室設備 ：洋式トイレ、洗面所、ミニキッチン、収納スペース、緊急通報装置エアコン
主な共用設備：食堂、娯楽室、集会室兼機能訓練回復訓練室、洗濯室、作業室
共用浴室（男女）、医務室、洗濯・物干し場、男女トイレ等

3. 軽費老人ホーム事業の目的と運営方針

（事業の目的）

社会福祉法人慶愛会が管理運営する、軽費老人ホーム皆生やすらぎの里あおいが行う軽費老人ホームの事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、居宅において生活することが困難な高齢者等が入居するにあたり、日常生活上必要な便宜を供与し、高齢者等が健康で明るい生活が送れるよう適正なサービスを提供することを目的とします。

（運営の方針）

① 施設の職員は、居宅において生活することが困難な高齢者等が入居するにあたり、日常生活上必要な便宜を供与し、高齢者等が健康で明るい生活が送れるよう援助を行います。

② 施設運営の実施に当たっては、家族、地域との結びつきを重視し、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. サービス内容

① 食事の提供

1 日 3 食、健康に配慮した食事を食堂において提供します。

② 入浴の準備

2 日に 1 回以上入浴することができるよう、常に入浴設備を良好に管理し、定められた時間に利用者が利用できるよう入浴の準備を行ないます。（入浴時間は 16 時から 21 時となっています）

③ 生活相談、助言

ご利用者から要望があれば、常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び介護保険サービス等の実施者への紹介、手続き等の援助を行ないます。

④ 緊急時の対応

ご利用者の急病もしくは火災緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、万全の管理体制がとれるよう配慮します。（夜間は宿直員が1名常駐して、協力医療機関と連携し対応いたします）

⑤ 生活援助

ご利用者が入居後、日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、外部の介護保険サービスや入院の手続き等の配慮をいたします（この場合の費用はご利用者の負担となります）

⑥ 保健衛生

ご利用者に定期的な健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めることとします。

⑦ レクリエーション

ご利用者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行なうとともに、ご利用者が自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、その適正と思われる行事に協力し便宜を供するものとします。

5.職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
施設長	1名		施設長は、皆生やすらぎの里従業者の管理及び皆生やすらぎの里の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らも皆生やすらぎの里の業務の提供にあたります。
事務員	2名	1名	事務員は、事務業務等にあたります。
生活相談員	1名		生活相談員は、皆生やすらぎの里の利用の申し込みに係る調整、ご利用者及び家族からの相談業務等にあたります。
主任介護職員	1名		主任介護職員は、介護職員の指導・監督、ご利用者の余暇活動・機能訓練等の生活援助、ケアプランの作成及び実施に関すること等にあたります。
介護職員	3名	3名	介護職員は、ご利用者の余暇活動・機能訓練等の生活援助、ケアプランの作成及び実施に関すること等にあたります。
看護職員	1名		看護職員は健康状態の観察・機能訓練、ケアプランの作成及び実施に関すること等にあたります。
栄養士	1名		栄養士は、ご利用者に対し適した食事の献立の作成、ケアプランの作成及び実施に関すること等にあたります。
嘱託医師		1名	入居者の診療、健康管理及びケアプランの作成及び実施に関する助言を行います。
警備員		3名	夜間において施設の安全管理業務等にあたります。

6.利用料金

① 利用料金は、基本料金（事務費、生活費）及びその他の利用料の合計金額です。

② その他の利用料金として個人で使用される電気料金、上下水道料金等は個人負担となります。

③ 冬季加算（共用部暖房費）として、11月から翌年3月まで毎月2,283円を加算します。

④ 2人居室（夫婦居室）を1人で利用される場合は、毎月1,000円加算となります。
（日割り計算はいたしません）

⑤ 事務費・生活費については、国の料金改定により、年度毎に変更になることがあります。
その場合、4月に遡って変更させていただく場合もあります。

⑥ 保証金、権利金、敷金は一切不要です。

⑦ その他の利用料金（電気料金など）は、公共料金等の改定があれば変更になることがあります。

⑧ その他利用料として、サービス提供の一環として参加者を募って実施するクラブ活動（機能訓練以外）等個人の自由な選択に基づいて行われるものについては自己負担となります。

⑨ 入居期間が1月に満たないときは、生活費及び事務費を日割計算とします。（小数点

以下を切捨てにしてご請求いたします）

⑩ 利用料金の支払方法は、毎月 20 日に引落し（口座振替）となります。20 日が土日祝日の場合は、翌営業日に引落しされます。利用料の請求書は毎月10日頃にお渡し予定です。

⑪ 指定日に残高不足等で引落しできなかった場合は、翌月にまとめて引落しさせていただきます。

【基本利用料金】

対象収入による階層区分		基 本 料 金（月額）		
		生活費	事務費	合 計
1	1,500,000 円以下	52,600 円	10,000 円	62,600 円
2	1,500,001～1,600,000	52,600 円	13,000 円	65,600 円
3	1,600,001～1,700,000	52,600 円	16,000 円	68,600 円
4	1,700,001～1,800,000	52,600 円	19,000 円	71,600 円
5	1,800,001～1,900,000	52,600 円	22,000 円	74,600 円
6	1,900,001～2,000,000	52,600 円	25,000 円	77,600 円
7	2,000,001～2,100,000	52,600 円	30,000 円	82,600 円
8	2,100,001～2,200,000	52,600 円	35,000 円	87,600 円
9	2,200,001～2,300,000	52,600 円	40,000 円	92,600 円
10	2,300,001～2,400,000	52,600 円	45,000 円	97,600 円
11	2,400,001～2,500,000	52,600 円	50,000 円	102,600 円
12	2,500,001～2,600,000	52,600 円	57,000 円	109,600 円
13	2,600,001～2,700,000	52,600 円	64,000 円	116,600 円
14	2,700,001～2,800,000	52,600 円	71,000 円	123,600 円
15	2,800,001～2,900,000	52,600 円	78,000 円	130,600 円
16	2,900,001～3,000,000	52,600 円	85,000 円	137,600 円
17	3,000,001～3,100,000	52,600 円	93,000 円	145,600 円
18	3,100,001～3,200,000	52,600 円	101,000 円	153,600 円
19	3,200,001～3,300,000	52,600 円	109,000 円	161,600 円
20	3,300,001～3,400,000	52,600 円	117,000 円	169,600 円
21	3,400,001～以上	52,600 円	125,000 円	177,600 円

※ 対象収入とは、前年の収入額に対して租税、社会保険料、医療費等の必要経費を差し引いた後の金額です。

※ 2 人部屋を夫婦等で利用し、かつ夫婦等の収入及びその必要経費を合算した合計金額が 300 万円以下に該当する場合、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、夫婦等それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から 30%減額した額が本人からの事務費徴収額となります。

【その他の利用料金（入居者様が希望する特定のサービス提供に伴い必要となる費用など）】

番号	項目	利用料金	備考
①	電気料金	令和５年度の１kwh の単価 30 円 51 銭	居室電気使用の単価料金です。 ●皆生やすらぎの里の前年の総支払電気料金を総使用電力で割って１kwh を算出した単価を、実際の使用電力をかけて徴収致します。 ●計算時には円以下は切り捨ててご請求致します。 ●単価は前年の実績に応じて毎年変動します。 ●毎年5月の請求分から単価を変更致します。 ●検針時は小数点以下を切捨てにして集計します。
②	上下水道料金	月額 2,100 円	居室の上下水道料金です。
③	空調機（エアコン）使用料金	令和 5 年度の空調機（エアコン）使用料金： 月額 1,823 円	居室エアコンの使用料金です。 ●月額料金は、前年の電気単価の実績と居室設置のエアコン標準機種の期間消費電力量に応じて、毎年変動します。 ●毎年 5 月の請求分から月額料金を変更致します。
④	夏期加算	月額 1,500 円	共用部分の冷房の料金です。但し、7 月～9 月のみ加算します。
⑤	食堂での食事配下膳介助料金	１食（１回）あたり30円 ※１日３食で 90 円	食堂でお膳を運ぶことが困難な方へのテーブル配膳介助です。
⑥	居室への体調不良時食事配下膳介助料金	１食（１回）あたり50円 ※１日３食で150円	一時的な体調不良（インフルエンザなど）など食堂で食べることが困難な方へ居室配膳介助です。 ※「歩けない」「インフルエンザにかかった」など食堂に行くことができない方への対応です。
⑦	服用薬管理及び配薬介助料金	日額100円	一包化された錠剤など服用薬（毎食後が基本）の自己管理が困難な方への服薬管理と投薬介助です。
⑧	点眼、軟膏塗布及び創傷等処置介助料金	日額100円	１日３回程度の自己点眼薬などが困難な方への介助です。
⑨	水分補給の介助料金	日額100円	3食後を含め １日5回程度、常時、水分補給の自己管理ができない方へお茶の提供や飲水促し介助です。
⑩	福祉用具貸出料金	①ベッド 50円 ②据え置型手すり 50円 ③ポータブルトイレ 50円 ④サイドテーブル 50円 ⑤老人車 50円 ※①～⑤は日額料金	一時的な体調不良時の福祉用具の貸し出しです。
⑪	介護サービス等料金	職員１人30分あたり基本料金600円	受診同行及び一時的な病気等における介護サービス等です。
⑫	ゴミ処分料金	月額300円	居室の不燃物及び可燃物のゴミ処分費です。
⑬	フィルター清掃	１回あたり 1,500 円	エアコンのフィルター清掃（年 2 回まで）

番号	項目	利用料金	備考
⑭	使い捨て容器料金	1食（1回）あたり100円 ※1 日 3 食で 300 円	体調不良（インフルエンザなど）の居室配膳時の使い捨て容器(弁当箱、お茶カップ、汁物カップ、割り箸など)の料金です。
⑮	買物代行	1 回あたり 100 円	毎月定期的にスーパーマーケットなど日常生活品の購入代行サービスです。
⑯	駐車場料金	月額 1,000 円	駐車場（バイク、自転車等は除く）利用の料金です。
⑰	各種書類の作成代行	1 件につき 2,000 円	公的書類等の書類作成の代行料金です。 ※書類の内容によっては作成代行をお断りする場合があります。※介護保険認定申請書等は除きます。
⑱	カーテン貸出	月額 300 円	カーテンの数量には限りがあるため、ご要望に応じられない場合がございます。
⑲	特別食	実費相当分	嚥下が困難な方や食事制限（腎臓病や糖尿病など）が必要な方への食事提供 ①ミキサー食 ②極刻み食 ③刻み食 など
⑳	行事等の参加費用	実費相当分	入園料、交通費、食事代など実費相当分を徴収いたします。
㉑	その他個人負担となる費目等	実費相当分	●クラブ活動（例：手芸、歌の会等）に係る材料費、会費等 ●日常生活品の購入代行サービス（購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費） ●居室専用の電話代 ●個人用の新聞、雑誌代 ●個人の趣味活動に係る材料費 ●個人の嗜好など特別な食事の提供に係る費用 ●オムツ代 ●居室に関る費用（例：居室の電球の交換、エアコンのリモコンの電池交換、障子や襖の破損等）
㉒	欠食の返金	1 日につき 665 円を返金	暦月（「3 月」や「9 月」など月の単位）で、その月の初日から末日まで（1 か月）の外泊や入院などで、皆生やすらぎの里を不在にされる場合は、請求はありません。
㉓	立替払い代行料	1 件あたり月額 500 円	日用品、医療費や薬剤費などの立替払いの代行料金です。 但し、嘱託医の渡辺内科医院の医療費は除きます。

㉕洗濯機利用料金 ※概ねの毎週利用回数を自己申告してもらい、毎月徴収します。

月又は週あたりの概ね利用回数	1回あたりの洗濯機利用料（約30分）	週あたりの利用額	月額（4週）あたりの洗濯機利用額	毎月の洗濯機利用支払額
利用しない	200円	0円	0円	0円
月2回程度		100円	400円	300円
週1回利用		200円	800円	600円
週2回利用		400円	1,600円	1,200円
週3回利用		600円	2,400円	1,800円
週4回利用		800円	3,200円	2,400円
週5回利用		1,000円	4,000円	3,000円
週6回利用		1,200円	4,800円	3,600円
週7回利用		1,400円	5,600円	4,200円
週7回以上利用	200円×週回数（　　）×4（週）×0.75＝　　円			

㉖乾燥機利用料金 ※概ねの毎週利用回数を自己申告してもらい、毎月徴収します。

月又は週あたりの概ね利用回数	1回あたりの洗濯機利用料（約30分）	週あたりの利用額	月額（4週）あたりの洗濯機利用額	毎月の洗濯機利用支払額
利用しない	200円	0円	0円	0円
月2回程度		100円	400円	300円
週1回利用		200円	800円	600円
週2回利用		400円	1,600円	1,200円
週3回利用		600円	2,400円	1,800円
週4回利用		800円	3,200円	2,400円
週5回利用		1,000円	4,000円	3,000円
週6回利用		1,200円	4,800円	3,600円
週7回利用		1,400円	5,600円	4,200円
週7回以上利用	200円×週回数（　　）×4（週）×0.75＝　　円			

※自己申告の利用回数の変更は可能です。 月の途中での回数変更は、翌月から適用します。（回数変更締め切りは毎月5日まで）

※週 7 回以上（1 日複数回利用など）の方などは別途相談とします。

※洗濯機及び乾燥機を利用する際は、以前からお願いしている、「譲り合う」「番号札」「使用時間」「ごみ取り」「1日の回数」「2台使用の禁止」「ヘルパーご利用者への配慮」「乾かしてから乾燥機へ」「共同の場に私物を置かない」などについて、ご理解及びご配慮のうえご利用下さい。

◆その他の利用料金等のご注意事項◆

ア 空調機（エアコン）使用料金、駐車場料金、ゴミ処分料金、洗濯機・乾燥機利用料金、電気基本料金は月額請求とさせていただき、日割り計算は行いません。但し、空調機（エアコン）使用料金、ゴミ処分料金、洗濯機・乾燥機利用料金は、暦月（「3月」や「11月」など月の単位）で、その月の初日から末日まで（1か月）の外泊や入院などで、皆生やすらぎの里を不在にされる場合は、請求はありません。

イ 居室配膳は体調不良で食堂に行って食べることが困難な入居者様等へのサービスです。
食事は 3 食とも食堂で食べていただくことを基本としています。「食堂で食べたくない」「食堂に行くのが面倒」「居室で食べたい」等の理由でのご利用はできません。

ウ 服用薬管理及び配薬介助は、毎食後手渡しで主に一包化された錠剤などを入居者様ご自身が服用することを想定しての介助です。以下の①②③の対応は行っておりません。
①職員による経口与薬が必要な場合
②職員が水薬などその都度計量が必要な場合
③食間や眠前など時間毎の服薬介助が必要な場合
服用薬管理及び配薬介助は 1 診療科目ごとの一包化を基本として、一包化されていない場合（1 診療科目につき)、別に日額 100 円を徴収する場合があります。

エ 服薬、点眼や創傷等処置介助内容によっては対応できない場合があります。事前にかかりつけ医に、また受診中にその旨を伝えていただき、医師からの服薬指示等があった時には、必ず受診中に電話で皆生やすらぎの里に対応が可能か確認のためご相談下さい。

オ ⑤～⑪、⑲については、入居者様の意志等とは別に、身体的な状況により施設で判断して行う場合もありますのでご了承下さい。

カ 福祉用具貸出しの利用が常時必要（概ね 2 週間以上）な場合は、介護保険サービス利用や自費購入の対応をお願い致します。また、台数には限りがあるため、ご要望に応じられない場合がございます。

キ 介護サービス等は、ご家族の援助等が不可な場合などの一時的な病気等における介護サービス等です。
介護サービス等の基本時間は、午前8時から午後6時までです。この間であれば基本料金でサービスを提供いたします。
基本時間帯以外にご利用の場合は、午前6時から午前8時は 25%増の「早朝加算」、午後6時から午後 10 時は 25%増の「夜間加算」、午後 10 時以降翌朝の午前6時までは 50%増の「深夜加算」を算定いたします。
また、介助内容や時間帯等により対応ができない場合があります。

ク 居室配膳、点眼、軟膏塗布及び創傷等処置介助が継続して（概ね 2 週間以上）必要な場合や、水分補給介助の頻度が多くなる場合などは、対応困難のため、状況を判断してご親族等身元引受人様の付き添いや、介護保険サービス利用や他のサービス利用などでの対応、又は別施設に住み替えなどをお願いすることがあります。
※⑤～⑪、⑲について同様の取り扱いとさせていただきます。
また、処置等に必要な物品等は自己負担となります。

ケ フィルター清掃や各種書類の作成代行など希望される時間帯等に対応ができない場合がありますのでご了承ください。

コ 洗濯室のゴミ置き場の広さは限られています。ゴミの分別や捨てる量などご配慮及びご理解のうえ利用して下さい。

サ 居室の空調機（エアコン）の使用時には、居室のサッシや玄関扉を開けっ放しにしない、外出時にはスイッチを切るなど節電にご協力下さい。

シ 洗濯機や乾燥機、居室空調機（エアコン）などの機器類が故障した場合、業者へ迅速に修理依頼を行いますが、土日や年末年始など休日の際は、復旧までに時間かかり、洗濯などは他の棟で行っていただく、また、一時的にご親族など身元引受人様宅で生活をお願いする場合があります。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご協力、ご理解の程宜しくお願い致します。

ス 特別食（上記の表①～⑤）でも形態などによっては、提供できない場合がありますのでご了承下さい。

セ 利用料金（その他の利用料金含む）は鳥取県軽費老人ホーム利用料等取扱基準改正、電気料金単価、消費税等の改定などがあれば、変更になる場合があります。

ソ 2020 年 1 月以前にご入居された方は、その他の利用料金は別の料金形態になっています。

タ その他の利用料金はすべて消費税込みです。

利用料金口座振替サービス等のご案内（皆生やすらぎの里利用料金とクオール薬局薬剤費の支払いについて）
※以下、皆生やすらぎの里利用料金は「利用料金」、クオール薬局薬剤費は「薬剤費」とします。

①「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」記入時にご用意いただくもの
●ご指定の銀行等の口座通帳
●ご指定の銀行等の口座お届け印
※お支払いは原則として、入居者ご本人またはご家族名義の銀行等の口座から、自動引落しとなります。

②「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（2部）のご記入及びご提出。

③利用料金及び薬剤費は、毎月20日に引落し（口座振替）となります。20日が土日祝日の場合は、翌営業日に引落しされます。利用料金及び薬剤費の各請求書は、毎月10日頃にお渡し予定です。
●利用料金ご請求内容
当月分の基本利用料金（事務費及び生活費）、その他の利用料金（上下水道料金、前月分の居室電気料金など）食費返金分など
●薬剤費ご請求内容
前月分の薬剤費など

◆利用料金等口座振替サービスのご注意事項◆
ア 利用料金と薬剤費は、別々に口座から引落としされます。

イ 皆生やすらぎの里がクオール薬局の薬剤費の支払いを立替えたり、利用料金と一緒に口座引落としすることはありません。

ウ 皆生やすらぎの里とクオール薬局の口座引落としには、それぞれ別の用紙に記載が必要となります。ご入居前に口座引落とし契約の用紙をお渡ししますので、ご提出下さい。

エ 皆生やすらぎの里の口座引落としの手数料は、皆生やすらぎの里が負担するため無料ですが、クオール薬局の口座引落としには手数料として毎月約100円程度必要となります。クオール薬局の支払いは、直接行って支払うこともできますので、クオール薬局口座引落としかクオール薬局窓口支払いかをご検討下さい。

オ 嘱託医の渡辺内科医院の医療費は、皆生やすらぎの里で立替払いを行うことも可能です。その場合、利用料金と一緒に口座振替口座から引落としされます。

毎月の利用料金の目安

●入居時の基本料金	68,600 円（3 階層）
●上下水道料金	月額 2,100 円
●空調機（エアコン）使用料金	月額 1,823 円
●ゴミ処分料金	月額 300 円
●2 人居室の 1 人での利用	有 □ ・ 無 □ （1 人での利用の場合 1,000 円の加算料金があります）
毎月の利用料金の目安： 72,823 円 （これ以外に電気料金、洗濯料金等、使用された分の料金が必要となります） 重要 入居後は、毎年の利用料を認定するために、収入申告書及びそれに付随する書類を必ず施設に提出して下さい。毎年の収入状況で基本利用料金が変更になる場合があります。	

7. 入居の資格

（1） 年齢が 60 歳以上である方。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により、その方と共に利用することが必要と認められる場合はこの限りではありません。

（2） ・自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる方。
・高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方。
・家族と同居することが困難な方。

（3） 感染症疾患がなく、かつ問題行動を伴わない者で共同生活が可能な方。また原則として介護を要しないで日常生活を営む事ができる方。

（4） 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な方。

（5） 2 名の身元引受人が得られる方。（緊急時対応等ご利用者様の受診同行、入退院・介護保険サービス利用・当施設退去の手続き、ご利用者様間の課題解決など入居生活支援が可能な米子市内等近隣に居住する三親等内の親族とします）

8. 皆生やすらぎの里の利用の開始と終了について

●開始

①ご入居を希望される場合は、入居申込書をご記入の上、直接皆生やすらぎの里へお申し込み下さい。お申し込みに際しては、所定の書類をご提出いただきます。

【入居面接時に必要な書類】

（ア）入居申込書

・写真はあらためて撮る必要はありませんが、6ヶ月以内のものを貼付して下さい。

（イ）健康診断書

・医療機関の指定はありません。かかりつけの医師に診察してもらって下さい。（有料です）

（ウ）住民票、戸籍謄本

（エ）収入申告書

・収入申告書には、収入を証明する書類（確定申告書の写し、源泉徴収票の写し、年金振込み通知書等の写し）も添付してください。

※ご入居後は、毎年の利用料を認定するために、収入申告書及びそれに付随する書類を必ず施設に提出して下さい。

（オ）年金証書の写し

（カ）身元引受人書

・身元引受人の方の実印を忘れずに押印して下さい。またそれぞれの印鑑証明書も添付して下さい。

・利用料をご本人以外の方が支払われる場合は支払い者の所得証明書等をお持ち下さい。

②上記の書類を提出して頂き、書類審査させていただき入居適格者と認められた場合は入居面接をさせていただきます。

③提出の書類を確認し、ご本人と原則として身元引受人２名とで面接の上、ご入居の可否を決定させていただきます。

④入居の決定後、契約書の提出によって利用の開始となります。

その他の提出書類として、誓約書、入居届出書、医療保険証、介護保険証等がございます。

●終了

①ご利用者のご都合で終了する場合：ご利用者は皆生やすらぎの里の利用の契約を解除しようとするときは、30 日以上の予告期間をもって施設長の定める契約解除届を施設長に提出するものとします。（所定の用紙がありますのでお申し出下さい）

②ご利用者が次の各号に該当したときは、3ヶ月の予告期間を置いて、この契約を解除することができます。

（1）　不正又はいつわりの手段によって利用承認をうけたとき。

（2）　原則として正当な理由なく利用料を 3ヵ月以上滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。

（3）　介護保険サービス及び保健医療福祉サービスを利用してもなお常時介護を必要とし、施設での生活が著しく困難となったとき。

（4）　身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。

（5）　承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。

（6）　前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

（7）　その他、契約の各条項に違反したとき。

9. 問い合わせ及び苦情窓口

①軽費老人ホームにおける苦情の受付

軽費老人ホームに関するご相談・苦情、各サービスについてのご相談・苦情の窓口を設けております

相談窓口：軽費老人ホーム 皆生やすらぎの里

担当者：生活相談員 岩本 喜絵（いわもと よしえ）

電話：0859−34−5731

②その他苦情受付機関

名称：社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

鳥取県運営適正化委員会

住所：〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野 1729-5

電話：0857-59-6335 FAX：0859-59-6340

受付時間：月曜日～金曜日 午前 8：30～午後 5：00

（但し、国民の祝日、振替休日、12 月 29 日～1 月 3 日は除きます）

名称：鳥取県福祉保健部 長寿社会課

住所：〒680-8570 鳥取県鳥取市東町 1-220

電話：0857-26-7178、7689 FAX：0857-26-8127

受付時間：月曜日～金曜日 午前 8：30～午後 5：00

（但し、国民の祝日、振替休日、12 月 29 日～1 月 3 日は除きます）

第三者委員へのご相談

ご意見・ご要望の受付担当者や責任者との話し合いだけでは納得いかない場合には、第三者の立場にある「第三者委員」が話し合いに立ち会い、必要な助言をいたします。

【第三者委員】

氏　名：大塚 典子（おおつか のりこ）

連絡先：0859-53-3328

【第三者委員】

氏　名：金田 隆介（かねだ りゅうすけ）

連絡先： 0859-53-4998

10. サービス向上への取り組み

取組み内容	実施の有無	実施内容等	
意見箱の設置	(あり)・なし	食堂前の公衆電話横に設置（原則、毎週1回確認）	
意見箱に寄せられた意見の掲示	(あり)・なし	食堂廊下の壁面に掲示	
入居者満足度アンケート調査	(あり)・なし	実施日	2023年（令和5年）9月12日
		結果の開示	(あり)・なし

11. 非常災害時の対策

皆生やすらぎの里では、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けています。

また、火災のみならず地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練等を行いますのでご協力をお願いいたします。

火災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生をお知らせ下さい。

非常時の対応	別途定める「軽費老人ホーム皆生やすらぎの里消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「軽費老人ホーム皆生やすらぎの里消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
	防火シャッター	2 箇所	たれ壁	1 個所
	避難階段及び滑り台	各 2 個所	屋内消火栓	あり（内 19、外 2）
	自動火災報知機	あり	非常警報装置	あり
	誘導灯	29 個所	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知機	あり		
消防計画等	消防署への届出日：令和 4 年 9 月 10 日 防火管理者：岩本　喜絵			

12. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出て下さい。
外出・外泊	外出の際には行き先を職員に申出てください。また、外泊の際は、帰宅日時と行き先をお書き下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	施設内での喫煙はご遠慮下さい。原則として居室以外での飲酒はできません。

迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
金銭等の管理	現金・通帳等の管理は施設では行いませんので、自己管理して頂くか、ご家族等での管理をお願い致します。
居室を使用するにあたっての注意点	・銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等の製造又は保管はお止め下さい。 ・大型の金庫その他の重量の大きな物品等の搬入や備え付けは出来ません。 ・排水管を腐食させるおそれのある液体を流さないで下さい。 ・大音量でテレビ、ステレオ等の操作、楽器等の演奏は行わないで下さい。 ・居室を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に提供しないで下さい。 ・騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけないで下さい。 ・階段、廊下等の共用部分に物品を置かないで下さい。 ・階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示しないで下さい。
入居者が自らの負担で修繕できる項目	・畳表の取替え、裏返し　・ヒューズの取替え ・障子紙の張替え　・給水栓の取替え ・ふすま紙の張替え　・排水栓の取替え ・電球、蛍光灯、LED照明の取替え ・その他費用が軽微な修繕 ※畳表の取替え、裏返し等を行う際は事前にその内容をお知らせ下さい。施設の許可が必要な場合があります。

13. 協力医療機関等

医療機関の名称 （嘱託医師）	渡辺内科医院
院　長　名	渡辺 貴
所　在　地	〒680-0001 鳥取県米子市皆生温泉 1 丁目 12 番 32 号
電 話 番 号	0859-22-5601
診 療 科 目	内科
医療機関の名称	おかもと歯科
院　長　名	岡本 秀治
所　在　地	〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉1丁目11-34
電 話 番 号	0859-30-2231
診 療 科 目	歯科、歯科口腔外科、小児歯科、矯正歯科
医療機関の名称 （嘱託医師）	やお歯科クリニック
院　長　名	八尾 正己
所　在　地	〒683-0004　鳥取県米子市上福原 3 丁目 3-22
電 話 番 号	0859-23-5858
診 療 科 目	歯科、歯科口腔外科、小児歯科、矯正歯科

14. 賠償責任

天災、事変その他の不可抗力及び、火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、入居者が受けた損害、災難については一切の賠償責任は負いません。

但し、施設側の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

15. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、当該ご利用者の身元保証人、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

ご利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

但し、施設側に故意過失がなかった場合は、この限りではありません。

16. 秘密保持

皆生やすらぎの里の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を漏らしません。職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の、ご利用者の家族の個人情報を用いる場合は、原則としてご利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者又はご利用者の家族の個人情報を用いません。但し、別紙 1「個人情報の利用目的」の範囲内で他の事業者等への情報提供等を行います。

17. 入居者様とご親族様（身元引受人様）へのお願い

入居者様、ご親族様との信頼関係を築き、より良い入居生活をご提供するため、以下の事項をご理解ください。

①他の入居者様及び職員に対しての、暴力・脅迫・セクハラ・強制わいせつ、器物損壊等の犯罪行為については、警察へ通報するとともに、直ちに入居を中止し、退去していただきます。

②他の入居者様及び職員に対しての迷惑行為（暴言・強要・セクハラ・名誉棄損）や入居規則に従わない等に対しては、退去も含め、厳正に対処します。

③居室及び施設が許可する行事以外の飲酒は原則禁止となっております。
また、他の入居者様で飲酒を禁止している方へのご配慮（飲酒に誘わない、酒類を提供しない）をお願いしています。
前述の飲酒に関する禁止行為やご配慮をいただけない等があった場合は、退去も含め、厳正に対処します。

④施設内での喫煙は禁止しております。喫煙する場合は所定の場所（建物外）で行い、施設内での喫煙があった場合は、入居契約の終了も含め、厳正に対処します。

⑤原則として身元引受人様以外の方の宿泊は禁止しています。許可なく身元引受人様以外の方の宿泊が判明した場合、退去も含め、厳正に対処します。

⑥火災や地震などの非常災害、入居者様ご本人がインフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルスに感染又は感染症が全国的に蔓延、など緊急性が高い事案が発生した場合、入居者様の「いのち」と「くらし」を守ることを優先し、入居者様の日々の生活を強く制限する可能性があります。
生活を制限して、安心・安全な日常を取り戻すには、入居者様とご家族様のご協力が不可欠となります。施設から各種お願いをさせていただく際には、入居者様とご家族様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
※上記①～⑥は、入居者様ご本人、ご親族様及びご友人等関係者も含みます。

●非常災害や感染症など発生時の対応例
①火災訓練は入居者様全員参加で年 2 回実施。
②入居者様ご本人がインフルエンザなどの感染症に感染した場合、他の入居者様との接触を避けるため、一定期間、居室から出ることや入浴を禁止するなどの制限を行います。
施設内でインフルエンザなど感染症が発生した場合、棟別での食事や隔日での入浴、行事などは中止及び縮小などの対応を行っています。

18. マイナンバーの取扱いについて

入居者者のマイナンバー記載物は原則としてお預かり致しません。施設職員が各入居者様のマイナンバーを事前に聞き取り、控えのリストを作るようなことは致しません。

19. 身体拘束等

入居者様に対するサービスの提供にあたり、生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行ないません。

他に代替策がなく、身体拘束等を行う場合には、一時的なものとし、その対応及び時間、その際の入居者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

20. 安否確認

①安否確認については、1 日 3 回の食堂での喫食時（お食事を召し上がる時）を利用して行います。在室されていて食堂で喫食されない場合は、食事時間の前後にナースコールでお声掛けして確認します。

②原則として、夜間など食事時間以外の安否確認等は行いません。

③健康状態、火災、災害その他により入居者様又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、あらかじめ入居者様の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合に、事業者は入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者様に通知することとします。

21. 施設種別変更について

現在、当施設は1982年（昭和57年）の開設から 42年経過しており、施設の老朽化等を考えると、今後、大型修繕や建替えの可能性もあります。

厚生労働省が定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」では、大型修繕や建替を行うと、現在の施設種別である「軽費老人ホームＡ型」から「ケアハウス」に変更となります。

「ケアハウス」に変更になった場合、居住に必要な費用（家賃相当）の負担が発生し、現在の利用料金に、家賃相当額として約 20,000 円～30,000 円程度上乗せになります。また、それに伴い、各種サービスやその他の費用が変更となる場合もあります。

※ケアハウスに移行した際の費用負担については未定です。

※建替え時の施設種別（ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅など）については未定です。

令和６年3月8日

当事業者は、皆生やすらぎの里の入居サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

（事業者）

所在地：〒683-0001
鳥取県米子市皆生温泉4丁目 17 番２号

名　称 ：軽費老人ホーム 皆生やすらぎの里あおい

説明者 ：渡邊 愛子

職　名 ：施設長

【別紙Ⅰ】

個人情報の利用目的（個人情報取扱業務概要説明書）

皆生やすらぎの里では、ご利用者の尊厳を守り安全に配慮する考えの下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【ご利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者様等に提供する介護サービス

・利用料請求事務

・介護サービスのご利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

① 入退居等の管理

② 会計・経理

③ 事故等の報告

④ 当該ご利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設がご利用者等に提供する介護サービスのうち

① ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

② ご利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

③ 検体検査業務の委託その他の業務委託

④ 家族等への心身の状況説明

・利用料請求事務のうち

① 鳥取県からの照会への回答

② 介護保険等各保険者からの照会への回答

・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち

① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

② 当施設において行われる学生の実習への協力

③ 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち

① 外部監査機関への情報提供

※ご家族等の連絡先等の個人情報もお預かりさせていただき、他のサービスをご利用の際には情報提供させていただく場合もございます。